



【機密性2情報】

【職員限り】

総務官	上席監査官	法務監査官
		

2015年1月6日  
5年(2019年度末まで)  
統括法務監査官

《リーガルチェック 回答》

有益費の合意書について(1統)

平成27年1月5日に依頼のあった標記の件について、以下のとおり検証結果を回答します。

なお、本回答内容等の採否は、あくまでも所管部門の判断で行っていただくものであることを申し添えます。

【回答】

貴課提示の合意書(案)について、特に意見はありません。

(以上)

## 合 意 書 (案)

国近畿財務局（以下「甲」という。）、〇〇〇〇（以下「乙」という。）及び国大阪航空局（以下「丙」という。）は、甲乙間で締結した、大阪府豊中市野田町1501番所在の土地（面積：8,770.43 m<sup>2</sup>、以下「本物件」という。）に係る平成〇年〇月〇日付 第〇〇号の国有財産有償貸付合意書（以下、「合意書」という。）第6条に定める土壤汚染除去等費用の処理について、以下のとおり合意する。

第1条 甲及び乙は、合意書第6条第4項に定める「乙が支出した費用のうち甲の基準による検証を踏まえて乙と合意した額」につき、下記事実を停止条件として金 円と定めることを合意する。なお、下記停止条件事実が成就しないことが確定した場合には、丙は乙にその旨通知する。

### 記

（停止条件となる事実）

上記合意金額につき、丙の予算措置が完了し、丙の乙に対する合意金額の支払時期、方法につき乙に文書により通知し、同通知が乙に到達すること

第2条 丙は、前条の金額を自らの予算によって乙に支払うことを約し、この支払金について甲に対して求償する権利を有していないことを認める。

第3条 丙は、第1条で定まった金額につき、丙の指定する方法によって分割又は一括にて乙に支払うこととし、同金員に対する支払時までの利息、遅延損害金は一切発生しないことを、甲、乙及び丙は確認する。

↓

第3条修正案 甲、乙及び丙は、第1条で定まった金額に対する支払時までの利息、遅延損害金は一切発生しないことを確認する。

第4条 甲、乙及び丙は、甲乙間、甲丙間及び乙丙間には、合意書第6条に定める土壤汚染除去等費用の処理について、本合意書で定めるもののほか、何らの債権債務がないことを確認する。

本合意の成立を証するため、合意書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印

の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 国 契約担当官 近畿財務局長

(乙) ○○○○

(丙) 国 大阪航空局長

